

令和 7 年 第 5 回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月23日（金）午後1時30分から午後2時19分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 （10人）

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	5番	齋川英夫
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 （5人）

委員	4番	石澤和枝
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 特定農地貸付の変更承認について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	塩野目裕
副参事	森久仁彦
農地調整係	係長 亀山聡士
	主査 峯 裕江
	主査 安在亮人
	主事 島田佳汰
	主事補 小林 准

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和7年第5回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議 長	開会に先立ち、本日の出席委員数を報告してもらいます。事務局長。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、10名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届け出のあった欠席委員は、議席番号4番 石澤和枝委員、議席番号6番 小関昭男委員、議席番号7番 深澤雄二委員、議席番号13番 立川幸一委員、議席番号14番 澁江修身委員の5名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は9名でございます。
議 長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は10名であります。したがっ

て、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和7年第5回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号2番 川田恒夫委員、議席番号15番 野村春男委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年5月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年5月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号まででございます。

はじめに議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年5月23日提出 佐野市農業委員会会長。

3条828番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米・麦・野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は220日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条829番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は5km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、耕運機2台、田植機2台、稲刈機3台を所有しております。主な経営作物は、米・麦・野菜となっております。農作業従事人数は4人、従事日数は817日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議 長

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 特定農地貸付の変更承認についてを議題といたします。

事務局に議案第2号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第2号 特定農地貸付の変更承認について、意見を求めます。
令和7年5月23日提出 佐野市農業委員会会長。
特定農地貸付とは、市民農園の利用者への農地の貸付のことであり、特定農地貸付を行うためには、市民農園の開設者が農業委員会に申請して、その承認を受ける必要があります。今回の申請内容は、令和2年3月の農業委員会総会において市民農園を開設するという申請を承認したもののについて、一部契約を解除して、所有者に農地を返却するという内容になります。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第2号について、申請のとおり変更承認するこ

とに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号については、申請のとおり変更承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第3号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年5月23日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第3号 4条176番について、調査班お願いします。

調査班

4条176番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できます。一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第4号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年5月23日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第4号 5条1160番から5条1166番について、調査班お願いします。

調査班

5条1160番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できるです。一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1161番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1162番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1163番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1164番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1165番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1166番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第５号 非農地証明願についてを議題といたします。
事務局に、議案第５号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第５号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和７年５月２３日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第５号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第５号 非農地５５５番と非農地５５６番について、調査班お願いします。

調査班

非農地５５５番について報告します。願出地の周囲には農地はないため、営農に支障はないと思われます。願出地は森林の様相を呈しており、また２０年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地５５６番について報告いたします。願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また２０年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

議 長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第５号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第５号については、願いの通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第５号については、願いの通り証明することに決定いたし

ました。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局に議案第6号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第6号 農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和7年5月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

地域計画区域外13番及び地域計画区域内54番から56番について、議席番号11番 穂原洋子委員が、議事参与の制限に該当します。

以上4件について審議します。

穂原洋子委員の退室をお願いします。

(穂原委員 退室14:15)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。地域計画区域外の13番及び地域計画区域内の54番から56番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

穂原洋子委員の入室をお願いします。

(穂原委員 入室14:16)

次に、地域計画区域内の２６番及び２７番について、議席番号９番 小林秀男委員が、議事参与の制限に該当します。

以上２件について審議します。

小林秀男委員の退室をお願いします。

(小林委員 退室 １４：１６)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。地域計画区域内の２６番及び２７番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって そのように決定いたしました。

小林秀男委員の入室をお願いします。

(小林委員 入室 １４：１７)

次に、地域計画区域外の１３番、地域計画区域内の２６番、２７番、５４番から５６番以外の案件について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。地域計画区域外の１３番、地域計画区域内の２６番、２７番、５４番から５６番以外の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました、農地法第4条及び第5条申請に係る意見聴取（令和7年4月分）に対する回答についてをご覧ください。令和7年第4回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可書を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和7年第5回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時19分閉会